# 2001 年 11 月 8 日 ドメイン名紛争に関する講演会 TMI総合法律事務所 弁護士 宮川美津子

東京地裁平成 12 年(ワ)第 3545 号不正競争行為差止等請求事件 東京高裁平成 13 年(ネ)第 2931 号不正競争行為差止等請求控訴事件

## 主張対照表

争点	原告の主張	被告の主張	<u>第1審</u> 判決の認定
被告による本件	ドメイン名は、単なるインターネット上	ドメイン名は、一般の住所に相当するネ	ドメイン名の登録者がその開設するウェ
ドメイン名の使	の住所表示たる機能のみならず、商品や	ットワーク上の単なる識別符号にすぎな	ブサイト上で商品の販売や役務の提供に
用は、不競法1条	役務に関する情報の発信人を示す識別標	いので、本件ドメイン名は不正競争防止	ついて需要者たる閲覧者に対して広告等
1項1号、2号に	識として機能していることからすれば、	法上の「商品等表示」に該当しない。	による情報を提供し、あるいは注文を受
いう「商品等表	ドメイン名が「商品等表示」に該当する	そして、ドメイン名は、前述のとおりウ	け付けているような場合には、ドメイン
示」の「使用」に	ことは明らか。	ェブサイトの宛名ないし住所であるか	名が当該ウェブサイトにおいて表示され
該当するか	被告は、本件サービス名称を含む本件ド	ら、当該ウェブサイトの利用者(閲覧者)	ている商品や役務の出所を識別する機能
	メイン名を本件ウェブサイトのアドレス	に対しアクセス先を表示するため、また、	をも有する場合があり得ることになり、
	に使用し、しかも本件ウェブサイトにお	その利用者からEメール等を送ってもら	そのような場合においては、ドメイン名
	いて携帯電話関連情報の提供や携帯電話	うため、ドメイン名の登録者が自己のウ	が、不正競争防止法2条1項1号、2号
	関連商品の販売等を行っているのである	ェブページ上に当該ドメイン名を表示す	にいう「商品等表示」に該当することに
	から、不正競争防止法上の「商品等表示」	ることは、ウェブページ上に自己の住所	なる。
	を使用したものと評価することができ	を表示する行為であり、ドメイン名の使	本件ウェブサイトにおける「 J-PHONE」
	る。	用に付随する行為として当然に許容され	の表示の使用態様に鑑みれば、本件ドメ
		る。	イン名は、本件ウェブサイト中の
		よって、本件ドメイン名を必要な範囲に	「J-PHONE」の表示とあいまって、本
		おいて本件ウェブサイト上で使用する場	件ウェブサイト中に表示された商品の出
		合も、不正競争防止法上の「商品等表示」	所を識別する機能を有していると認める
		の「使用」に該当しない。	のが相当である。したがって、被告の本
			件ドメイン名の使用は、不正競争防止法

2条1項1号、2号にいう「商品等表示」 の使用に該当するものというべきであ 本件サービス名 | 原告は、平成9年2月ころ本件サービス 不正競争防止法2条1項2号による著名 認定事実によれば、本件サービス名称は、 称等は、原告の営 | 名称の使用を開始し、その直後から数か な商品等表示の保護は、広義の混同さえ 全国的な広告宣伝活動の結果により、現 業表示として「周 │ 月間行った、本件サービス名称及び本件 認められない全く無関係な分野にまで及 在においては原告及び原告関連関連会社 知ないし、著名」 表示を用いた全国規模での大々的な広告 ぶものと一般に解されているので、その の営業を示す表示として著名であり、不 なものか 宣伝活動の結果、本件サービス名称及び 保護対象となる表示は、単に一地方にお 正競争防止法2条1項2号にいう「著名 本件表示は、遅くとも平成9年夏ころま いて認識されているにとどまらず、全国 な商品等表示」に該当するものと認めら でには、原告の営業を示す表示として周 的に強く認識されていることが必要であ れる(なお、本件サービス名称が現在関 知かつ著名なものとなった。 る。 東周辺地区において周知であることは、 その後も、原告は、一貫して、本件サー 原告は、平成9年2月ころから本件サー 当事者間に争いがない。) ビス名称及び本件表示を使用しており、 ビス名称を使用し、宣伝に努めた旨主張 さらに進んで、本件サービス名称がどの 原告の関連会社もそれぞれ大々的な広告 するが、原告が販売する携帯電話機に初 時点で著名性を取得したかをみるに、原 宣伝を行ったことにより、現在では本件 めて本件サービス名称を付したのは同年 告による新聞、テレビ、ラジオによる広 サービス名称及び本件表示は、原告のみ 9月25日以降であり、この時点でも原 告宣伝は関東周辺地区に限られていた ならず、原告関連会社の営業をも示す表 告によるウェブサイトを用いた広報は┃が、前記のとおり短期間に極めて大規模 示として、周知かつ著名になっている。 「デジタルホン」の名称で行われている。 に行われたものであり、首都圏を中心と しかも、原告が「ジェイフォン」を含む した関東地区は、人口の比重の点でも経 商号に商号を変更したのは、平成11年 済、文化の発信地という点でも我が国に 10月であり、仮に広告宣伝がされてい おいて枢要な部分を占めるものであり、 るとしても、1年足らずの期間で全国的 かつ、雑誌については、「SPA!」「JJ」 に本件サービス名称が強く認識されてい 「an-an」「Figaro Japon」「日経トレン るとは到底思われない。また、現在にお ディ」「ニューズウィーク」「AERA」 いても原告の携帯電話サービスの契約者 など、広範な読者層を対象とする全国誌 が、同業他社と比較してそれほど多くな に広告が掲載され、その発行部数の累計 いことを考慮すると、携帯電話の需要者 は膨大な部数に上ることからすれば、本 の間でも、全国的に強く認識されている 件サービス名称は、被告が本件ドメイン とはいえない。 名の割当てを受けた平成9年8月29日 以上により、原告の本件サービス名称は、 の時点において既に全国規模で広く認識 現時点においても、全国的に強く認識さ されていたものであり、この時点におい れておらず、著名なものとはいえない。 て不正競争防止法2条1項2号にいう 「著名な商品等表示」に該当していたも

のと認められる。

称が、「著名」で であると認めら れる場合、被告の 行為により原告 「混同」が生じて いるか

本件サービス名 本件ウェブサイトの内容 (携帯電話関連 の情報の掲載、携帯電話関連商品の販売 はないが「周知」 など )、本件ウェブサイトで行われた、 「@j-phone.co.jp」を含む希望のメール アドレスを先着1万名に無料で提供する という内容のサービスの提供、本件ウェ の営業との間に │ ブサイトの各所に「J-PHONE特別企画」 「J-PHONE をご利用頂きましてありが とうございます」「J-PHONE へのご意 見・ご質問をお寄せください」等、あた かも原告又は原告関連会社の運営するウ ェブサイトであるかのような誤解を与え る表示があること、本件サービス名称が 原告及び原告関連会社の営業を表示する ものとして周知かつ著名であることを併 せ考慮すると、一般の利用者は本件ウェ ブサイトが原告により企画、運営されて いるものと誤認し、又は原告の関連会社 により企画、運営されているなど、原告 と被告との間に業務上、経済上あるいは 組織上何らかの関係が存在すると誤認 し、両者の営業について混同が生じるお それは非常に高い。

実際に、本件ウェブサイト上には「苦情 情報窓口」という項目の下に、本件ウェ ブサイトを原告の運営するサイトである と誤認して送信された、消費者からの問 い合わせのメールが数多く掲載されてい る。

本件ウェブサイトトには、 「http://www.j-phone.co.jp」というアド レス名が表示されているだけであって、 原告ないし原告関連会社の営業等と混同 を生じさせる文字、イラスト類は表示さ れていない。

原告は、一般に会社名若しくはサービス 名称等の英文表記に「co.jp」を付加した 構成のドメイン名が割り当てられる事例 が多い旨をいうが、英文表示とドメイン 名が一致しない会社が多いこともまた事 実であり、ドメイン名が必ずしも法制度 によって保護されていないことに照らす と、本件ドメイン名が原告の営業等と混 同されるおそれは少ない。

しかも、本件ウェブサイト上には「日本 の総合通信サイト」との表示がされてい るほか、「当サイトは日本テレコム株式 会社ならびに携帯電話のジェイフォン・ グループとは無関係です」という混同防 止表示がされているから、本件ウェブサ イトを原告の営業等と誤認するおそれは ない。

以上によれば、一般の利用者が本件ウェ ブサイトを原告により開設されているも のと誤認し、又は原告と被告との間に何 らかの関係が存在するものと誤認するこ とはないので、営業主体の混同のおそれ は生じない。

(本件サービス名称は「著名な商品等表 示」に該当するとの認定のため、本論点 は問題とならず、この点に係る判示はな ( )

称は、普通名称 (不競法11条 1項1号)に該当 するか

本件サービス名 そもそも、商品の普通名称というために は、取引界において商品の一般的名称と して通用している必要があるが、我が国 において、携帯電話又はその他の種類の 電話が「j-phone」との一般的な名称で取 引されているという事実はない。

「j-phone」あるいは「J-PHONE」とい う名称は、「j」と「phone」がハイフン でつながったものであるところ、「j」は、 例えば「J-POP」にみられるように、日 本を表わす「JAPAN」の略語として一般 に慣用されている。また、「phone」はそ の名のとおり電話を表わす英単語であ る。しかも、以前から「J-PHONE」の 名称を用いてオーストラリアを訪れる日 本人観光客向けの電話機のレンタルサー ビスを行っている会社が存在する。

一般に、普通名称が使用によりセカンダ リー・ミーニングを生じ、これが周知な いし著名な表示となる可能性は否定でき ないが、現実に主たる営業等に使用され ていない分野においては、普通名称の独 占的かつ排他的な使用を認めることの弊 害が大きい。本件のような使用態様にお いては、本件サービス名称は、普通名称 と評価すべきである。

被告の指摘するように、「j-phone」のう ち「i」の部分は日本の国名の英語表記で ある「japan」の頭文字であり、 「j-phone」の語が「japan」の頭文字と 電話を表す「phone」を組み合わせた略 称として「日本の電話」という観念を生 じるという可能性も、直ちに否定するこ とはできない。しかし、我が国の電話利 用者の間で、外国の電話と区別する趣旨 で「日本の電話」という概念が存在し、 その意味で「j-phone」の語が用いられて いたと認めるに足りる事情は、何ら証拠 上うかがえないところである。また、認 定事実のとおり、原告ないし原告関連会 社の広告宣伝により、本件サービス名称 は著名性を取得し、原告又は原告関連会 社の携帯電話サービスという営業を表す ものとして識別力を有するに至ったもの であるから、このような状況の下におい て、これを小文字にした「j-phone」の語 が普通名称であったと認めることはでき ない。

なお、証拠によれば、「J-PHONE」の名 称を用いて、オーストラリアとニュージ ーランドにおいて、日本人の在住者及び 旅行者を対象に携帯電話のレンタル等の サービスを提供している会社が存在する ことが認められるが、同社の営業活動は 外国におけるものであり、同社の存在が 我が国において広く知られていたといっ た事情も証拠上認められないから、普通 名称かどうかについての前記判断には影

本件サービス名 称ないし本件表示につき、被告に 先使用権(不競法 11条1項3号、 4号)が認められるか

#### [ 先使用の事実 ]

被告は、原告の移動体通信事業におけるシェアが低いことを周知性ないし著名性が認められないことの一つの根拠とする。しかし、平成9年5月当時におけるシェアは通信事業におけるシェアは有力で約11%、本件サービス名が本件表示を用いていた原告関連会社を含めると約13%であった。この数字は我が国の自動車業界で著名な日産自動車株式会社の普通乗用車におけるシェア(11%)に匹敵する。

## [不正の目的]

本件サービス名称及び本件表示は、原告の前記広告宣伝活動により平成9年夏ころには周知かつ著名なものになった。こ

#### [ 先使用の事実 ]

被告は、本件ドメイン名の割当てを受けた平成9年8月29日から、本件ドメイン名及び本件サービス名称を使用している。

この時点において、本件サービス名称等 が周知ないし著名であったかどうかが問 題となるが、平成9年8月当時、原告は 当初の商号である「東京デジタルホン」 の名称で移動体通信事業を営んでおり、 原告を表わす表示としては「東京デジタ ルホン」「TDP」(Tokyo Digital Phoneの略称)が一般的であった。また、 原告関連会社も「デジタルホン」又は「デ ジタルツーカー」という名称で営業を行 っていた。したがって、原告が主張する ように、原告が自社を新聞等で宣伝広告 していたとしても、「東京デジタルホン」 又は「TDP」という名称が知られただ けであり、本件サービス名称が原告の営 業等を表わすものとして周知ないし著名 になったということはできない。本件サ ービス名称が原告の営業等を示すものと してその営業の範囲内で周知になったの は、タレントの藤原紀香を起用した広告 宣伝を行うようになった平成10年3月 から、数か月たった後である。このこと は、原告及び原告関連会社の携帯電話契 約者が平成11年4月ころに急増したこ とからも、明らかである。さらに、原告 及び原告関連会社の携帯電話の契約者の 累計は、平成9年5月当時で200万台

#### 響しない。

#### [ 先使用の事実 ]

先使用の抗弁(不正競争防止法11条1 項4号)が認められるためには、抗名を 主張する者が他人の著名表示が著名とが 要であるところ、認告が本件は 要であるところ、認告が本件ドラービス名称は、被告が本件ドラービス名称は、被告が本件に 名の割当てを受けた平成9年8月2日の時点において既に全国規模時点にいたものであり、この時点にいたものであり、この時点にいたものであり、で不正競争防止法2条1項2号にいたもで不正競争防止法2条1項2号にいたもがといる。 がは理由がない。

#### [ 不正の目的 ]

本件においては、平成11年8月にデジ ウェブ・コムの(BBS)掲示板で、 「J-PHONE 本気?」という投稿に対す るコメントとして、本件ウェブサイトの 管理者と思われる「J-PHONE Master」 と名乗る者が「TDPには因縁があるも んでしてインセンティブ未払600 万円払ってくれ>TDP」という書込み をしていること、平成11年10月、原 告代理人弁護士に対し、本件ウェブサイ トのサーバーの管理者と称する者が、 「被告代表者は以前原告と代理店契約を 締結したが、その報酬金の支払について トラブルがあった。旨説明していること ( 当事者間に争いがない。) 後記のとお り、被告は、本件ウェブサイト上におい れに対し、被告が本件ドメイン名の割当 てを受けたのは同年8月29日であり、 **遅くとも同年10月ころから本件ウェブ** サイト上において本件サービス名称及び 本件表示の使用を開始した。このように、 本件サービス名称等が原告の営業等表示 として周知かつ著名になった時期と、被 告による本件サービス名称等の使用開始 時期が極めて近接していることは、不正 な目的の存在を推認させるに足りる事実 である。

これに加えて、本件ウェブサイトの管理 者と思われる者がホームページの掲示板 で「TDPには因縁がある。インセンテ ィブ未払600万円を払ってくれ。とい う趣旨の発言をしていること、本件ウェ ブサイトのサーバーの管理者と称する者|被告は、携帯電話の部品であるジュエリ が原告代理人弁護士に「被告代表者は以 前原告と代理店契約を締結したが、その 報酬金の支払についてトラブルがあっ た。」旨説明していることからすれば、被 告が本件サービス名称及び本件表示を不 正の目的をもって使用していたことは明 らかである。

であって、同業他社に比べてシェアが低 いこと、本件サービス名称等は原告の営 業地域である関東周辺地区においてのみ 広告されていたにすぎないことからすれ ば、本件サービス名称等が平成9年8月 当時周知ないし著名になっていたという ことはできない。

上記のとおり、被告が本件ドメイン名及 び本件サービス名称の使用を開始した当 時、原告を表わす名称としては「東京デ ジタルホン、又は「TDP」が一般的で あり、被告としては、原告の商号、サー ビス名称の変更等を一切確認できず、商 標登録等も確認できない状態であった。

#### 「不正の目的の有無 ]

ー調スケルトン電話ケースの販売に当た り、当時流行していたサッカーの「Jリ ーグ」などにあやかって、日本の電話と いう意味合いから本件ドメイン名を申請 し、その割当てを受けたものである。決 して、いわゆるサイバースクワッタ(サ ーバー不法占拠者)のように、原告に高 額で売りつける目的で本件ドメイン名を 取得したわけではない。したがって、被 告は、本件ドメイン名及び本件サービス 名称を用いて、不正に利益を得る目的な いし原告に損害を与える目的は有してい なかった。

以上のとおり、本件サービス名称等の使 用については、被告に先使用権が認めら れるというべきである。

て、いわゆる大人の玩具の販売広告や特 定の企業を誹謗中傷する文章など原告の 信用を毀損する内容の表示をしていたこ とに照らせば、被告が本件ドメイン名及 び本件表示を不正の目的なくして使用し ていると認めることはできない

7

被告には、不正競争行為につき「故意又は過失」が認められるか

被告が本件ドメイン名を取得した平成9 年8月末ころには、本件サービス名称及 び本件表示は、原告の営業を示すものと して、既に我が国において極めて周知か つ著名になっていたものであり、被告が 本件サービス名称及び本件表示のもつ顧 客吸引力を利用する意図で本件ドメイン 名を取得し、本件ドメイン名を含むアド レスにおいて本件ウェブサイトを開設し たことは明らかである。被告は、本件表 示と誤認混同を生じるような表示を避け るべきであり、これを行うことが可能で あったのに、これを怠ったものであるか ら、本件ウェブサイトにおいて、本件サ ービス名称及び本件表示を使用した点に おいて、故意又は過失が認められる。 したがって、被告は、被告の行為により 原告が被った損害につき損害賠償義務を 負うものである。

被告が本件ドメイン名及び本件サービス名称の使用を開始した当時、原告の名称としては「東京デジタルホン」又は「TDP」が一般的であり、被告としては、原告の商号、サービス名称等の変更を一切確認できず、商標登録の有無等も確認できない状態であった。

このような状況の下で、被告は、携帯電話の部品(ジュエリー調スケルトン電話ケース)の販売に当たり、本件ドメイン名を申請し、その割当てを受けた上で、本件ドメイン名及び本件サービス名称を使用し、現在に至ったのであるから、仮に被告による本件ドメイン名等の使用が不正競争行為に該当するとしても、被告に放意又は過失はない。

認定事実のとおり、被告が本件ドメイン 名を取得した平成9年8月末ころには、 本件サービス名称は、原告の営業を示す ものとして、既に著名になっていたもの であるところ、被告は本件サービス名称 と類似する本件ドメイン名を使用して本 件ウェブサイトを開設し、本件ウェブサ イト上に本件サービス名称と類似する本 件表示を表示し、また、前記のとおり、 本件ウェブサイト上において、いわゆる 大人の玩具の販売広告や特定の企業を誹 謗中傷する文章など原告の信用を毀損す る内容の表示をしていたことに照らせ ば、被告は、原告の営業上の利益を侵害 することを認識しながら、あえて上記の ような行為を行ったものと認められるも のであって、故意により不正競争行為を 行ったものというべきである。

原告の被った損 害の額はいくら

#### 「信用毀損による損害)

被告による前記不正競争行為により、原 告はその営業上の信用を毀損されたこと が明らかであり、原告は少なくとも50 0万円の損害を被った。

#### 「弁護士費用 1

原告は、本訴の提起、追行を原告訴訟代 理人弁護士に委任したが、これに要する 弁護士費用のうち450万円は被告によ る不正競争行為と相当因果関係のある損 害である。

よって、原告は、被告に対し、不正競争 防止法2条1項1号又は2号、4条に基 づき損害賠償として950万円及びこれ に対する平成12年4月24日(訴状送 達の日の翌日)から支払済みまで年5分 の割合による遅延損害金の支払を求め る。

## 「信用毀損による損害)

原告の主張する事実が認められるとして も、被告の行為により原告の営業上の信 用が毀損されたと評価することは困難で ある。

被告は、かつて本件ウェブサイト上に 「J-PHONE」グループ各社へのリンク 集を掲載したが、これは原告のウェブサ イトにアクセスする者及び原告の便宜に 供するためである。また、携帯電話に関|損する内容の表示をしていたものであ する意見等を掲載したのも携帯電話利用| 者の交流を深めるとともに、携帯電話に 関する情報を公開して、業界全体の活性 化を図るためのものである。特に「モバ イル相談室」というサイトでは被告は利 用者の質問に親身に回答しているほか、 被告の設置したリンク先もいわゆる優良 企業である。仮に、被告の行為が不正競人 争行為に当たるとしても、上記のとおり 原告の信用を毀損せず、むしろ信用を増 進させている面も否定できない以上、営 業上の信用が毀損された旨の原告の主張 は、失当である。

百歩譲って、仮に原告に何らかの信用上 の損害が発生したとしても、前述のとお り混同のおそれがないこと、本件ウェブ サイトにアクセスした者は平成12年6 月の時点で延べ約3万4400名である ことに照らせば、原告主張の500万円 は損害額としてあまりにも過大である。

## 「弁護士費用]

## 「信用毀損による損害)

認定事実のとおり、被告は本件サービス 名称と類似する本件ドメイン名を使用し て本件ウェブサイトを開設し、本件ウェ ブサイト上に本件サービス名称と類似す る本件表示を表示し、また、前記のとお り、本件ウェブサイト上において、いわ ゆる大人の玩具の販売広告や特定の企業 を誹謗中傷する文章など原告の信用を毀 り、このような被告の行為によって、原 告は、一般需要者に誤った企業イメージ を持たれ、本件サービス名称の一般需要 者に与える印象を害されたものであると ころ、原告が移動通信事業という新しい 技術分野を扱う会社であり、広告宣伝の 上でも企業イメージが重要であることを 考慮すれば、上記のような営業上の信用 毀損による損害賠償の額としては200 万円を相当と認める。

## 「弁護士費用1

原告が本訴の提起、追行を原告代理人に 委任したことは当裁判所に顕著であると ころ、本件訴訟における訴額、原告の請 求の内容、訴訟手続の経緯、訴訟追行の 難易度等の事情を総合考慮すると、弁護 士費用のうちの100万円をもって、被 告の不正競争行為と相当因果関係のある 損害と認める。

一般に、不法行為に基づく損害賠償請求 訴訟において、弁護士費用は、事案の難 易、請求額、認容された額、その他諸般 の事情を斟酌して相当と認められる範囲 内のものに限り、不法行為と相当因果関 係にある損害に当たると解釈されてい 本件訴訟が、専門的な内容であることは 否定できないが、争点自体は整理されて おり、立証の難易度を考慮しても事案と して複雑困難とはいえないから、原告主 張の450万円は極めて過大な金額であ る。仮に、金銭請求の額である500万 円を基準にするとしても、日本弁護士連 合会の報酬等基準規程をも参酌すると、 不法行為と相当因果関係のある損害とし て認められる額は、多くみても100万 円である。